

教育委員会会議録

開会の日時	令和7年11月21日 午後7時00分
閉会の日時	令和7年11月21日 午後7時40分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育長 小林 貴法 教育委員 駒田 聰子・畠井 祐樹・中村 文大・右京 博巳
会議録に署名する委員氏名	駒田 聰子・畠井 祐樹
会議に出席した者 の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 濱口 昌大 学校教育部長 松葉 清高 参事兼教育メディア課長 沖塚 孝久 参事兼スポーツ課長 東浦 久修 教育総務課長 中世古 克規 学校施設整備課長 北村 祥広 学校教育課長 木下 真理 社会教育課長 下村 真司 教育研究所長 村井 紀子 学校教育課副参事 鈴木 裕子 学校教育課副参事 出崎 まゆみ 教育メディア課副参事 村井 雅哉 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 谷本 陽平
会議に付した事件	議案第40号 令和7年度教育関係補正予算(第4号、第5号)について 議案第41号 伊勢市附属機関条例の一部改正について 議案第42号 伊勢市立公民館条例の一部改正について 議案第43号 伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について 議案第44号 伊勢市立高麗広公民館の指定管理者の指定について 議案第45号 図書館協議会委員の任命について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 駒田委員、畠井委員を指名

会議に付する案件

議案第 40 号 令和7年度教育関係補正予算(第4号、第5号)について

議案第 41 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について

議案第 42 号 伊勢市立公民館条例の一部改正について

議案第 43 号 伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について

議案第 44 号 伊勢市立高麗広公民館の指定管理者の指定について

議案第 45 号 図書館協議会委員の任命について

議案第 40 号から第 44 号については、本日の審議を経た後、市議会 12 月定期会に提出することとなるため、伊勢市教育委員会会議規則第 14 条の規定において非公開とする旨、教育長から提案され承認。

教育長報告

前回の教育委員会からの報告をします。

修学旅行については、小学校では、本日帰着の学校が 1 校、本日出発の学校が 2 校、明日出発の学校が 1 校で、残りの小中学校は、すべて実施されました。概ね順調に実施できていると聞いています。

文化祭・作品展については、小学校 13 校とすべての中学校で終了しました。11 月に 5 校、12 月に 4 校の小学校で実施予定です。

11 月 9 日に志摩市の「阿児アリーナ」で開催された「第 44 回全国豊かな海づくり大会」において、五十鈴中学校合唱部が合唱を披露しました。

12 月に入ると、中学校では、保護者懇談会が予定されており、入試に向けた取り組みが本格化する時期となります。

以上、私からの報告は終わります。

教育長

それでは議事に入ります。

「議案第 40 号 令和7年度教育関係補正予算(第4号、第5号)について」を議題といたします。事務部長から提案説明を行います。

事務部長

1 ページをご覧ください。

これは、令和7年度教育関係補正予算(第4号、第5号)を要求するにあたり、教育委員会の意見を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

議案第40号令和7年度教育関係補正予算(第4号、第5号)につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、2つに分かれておりまして、通常の事業に係るものを第4号として、人件費に係るものを第5号として要求を行おうとするものでございます。

まず、補正予算第4号から御説明申し上げます。議案書の3ページをお願いします。

補正予算(第4号)については、歳出において、3事業で5,958万1千円の増額を行おうとするものでございます。

まず、目名称「学校給食費」、小事業名称「学校給食用食材負担軽減事業」は、学校給食用の米飯の価格改定があったことに伴い、保護者の負担軽減を図るために、補助に要する費用として1,147万5千円を増額しようとするものでございます。

次に、2段目の目名称「小学校管理費」、小事業名称、「小学校空調設備整備事業」及び3段目の目名称「中学校管理費」、小事業名称、「中学校空調設備整備事業」は、小学校及び中学校の体育館の空調機の整備及び小俣小学校と明野小学校の校舎の空調機の更新を行うに当たり、その設計業務の委託に要する費用として、小学校費で3,637万7千円、中学校費で1,172万9千円を増額しようとするものでございます。

次に、4ページをお願いします。債務負担行為について御説明申し上げます。

法律において、市が債務を負担する行為をするためには、予算で債務負担行為として定めておかなければならぬことから、期間等を定めて債務負担行為の設定を行うため、補正を行うものでございます。

まず、1段目から4段目までの目名称「教育振興費」、小事業名称「通学安全対策事業」は、学校統合により遠距離通学等となった児童生徒に係るスクールバス等を運行する事業についてでございます。今年度で現在の運行業務の契約が終了することから、次年度以降の契約を年度内に締結する必要があるため、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、一番下の段になりますが、目名称「社会教育推進費」、小事業名称「公民館管理運営経費」につきましては、高麗広公民館の指定管理者の指定期間が今年度で終了することから、次年度以降の指定を行うに当たり、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

続きまして、補正予算(第5号)について御説明申し上げます。5ページをお願いします。

歳出において、4事業で279万4千円の減額を行おうとするものでございます。

これは、当初予算編成時から現行の配置に合わせた人件費の調整等を行うため、補正理由の欄に記載させていただきました理由により、増額又は減額をそれぞれ行おうとするものでございます。

以上、議案第40号令和7年度教育関係補正予算(第4号、第5号)につきまし

て、御説明申し上げました。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を探りたいと思います。

「議案第 40 号 令和 7 年度教育関係補正予算(第 4 号、第 5 号)について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 40 号 令和 7 年度教育関係補正予算(第 4 号、第 5 号)について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

続きまして「議案第 41 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

6 ページをご覧ください。

これは、附属機関を新たに設置するため、条例を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校施設整備課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校施設整備課長

議案第 41 号伊勢市附属機関条例の一部改正についてご説明いたします。6 ページをお願いします。

これは、伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画を改訂するにあたり、新たに附属機関として策定委員会を設置するものです。

本計画は、平成 24 年に策定され、平成 29 年に改訂されてから 7 年が経過している状況です。

この間、児童生徒数の減少が著しく進んでおり、現行計画の枠組みでは適正規模の維持が困難な状況であるため、現状に適応した計画の見直しが必要となっています。

なお、策定委員会は令和 8 年 2 月に発足する予定で、令和 8 年度中に改訂案の作成を目指します。

以上、伊勢市附属機関条例の一部改正についてでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教育長

ただいま学校施設整備課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 41 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 41 号 伊勢市附属機関条例の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つきまして、「議案第 42 号 伊勢市立公民館条例の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

12 ページをご覧ください。

これは、伊勢市立王中島公民館、伊勢市立上長屋公民館及び伊勢市立中長屋公民館を廃止するため、条例を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

それでは、議案第 42 号伊勢市立公民館条例の一部改正についてご説明いたします。

現在、自治会等に指定管理を行い運営している市所有の公民館等集会施設につきまして、地元自治会へ譲渡するよう進めております。

このたび、地元自治会との協議が整いました王中島公民館、上長屋公民館及び中長屋公民館の 3 施設につきまして、伊勢市立公民館としての用途を廃止し、地元自治会へ管理主体変更いたします。

14 ページから 16 ページには新旧対照表を付けておりますので、合わせてご参考ください。

なお、用途廃止の時期につきましては、周知期間等も考慮して、令和 8 年 2 月 1 日を予定しております。

以上、伊勢市立公民館条例の一部改正についてでございます。よろしくご審

議いただきますようお願ひいたします。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 42 号 伊勢市立公民館条例の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 42 号 伊勢市立公民館条例の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つきまして、「議案第 43 号 伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

17 ページをご覧ください。

これは、柏町民会館及び植山町民会館を廃止するため、条例を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課

議案第 43 号伊勢市学習等供用施設条例の一部改正についてご説明いたします。
17 ページをお願いします。

先ほどの公民館と同様、このたび、地元自治会との協議が整いました柏町民会館及び植山町民会館の 2 施設につきまして、伊勢市学習等供用施設としての用途を廃止し、地元自治会へ管理主体変更するものでございます。

19 ページには新旧対照表を付けておりますので、合わせてご参照ください。

なお、用途廃止の時期につきましては、周知期間等も考慮して、令和 8 年 2 月 1 日を予定しております。

以上、伊勢市学習等供用施設条例の一部改正についてでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 43 号 伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 43 号 伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 44 号 伊勢市立高麗広公民館の指定管理者の指定について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

20 ページをご覧ください。

これは、伊勢市立高麗広公民館の指定管理者を指定することについて、教育委員会の意見を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課

それでは、議案第 44 号伊勢市立高麗広公民館の指定管理者の指定についてご説明いたします。

これは、高麗広公民館に指定管理制度を継続して導入することに伴い、地元運営委員会から指定管理者の指定の申し出がありましたことから、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者の指定をしようとするものでございます。

本日、教育委員会でご承認をいただけましたならば、指定期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間行うものとなります。

以上、伊勢市立高麗広公民館の指定管理者の指定についてご説明させていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 44 号 伊勢市立高麗広公民館の指定管理者の指定について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 44 号 伊勢市立高麗広公民館の指定管理者の指定について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 45 号 図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

21 ページをご覧ください。

これは、図書館法第 15 条及び伊勢市立図書館条例第 20 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、図書館協議会委員を任命しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育メディア課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育メディア課

それでは、図書館協議会委員の任命についてご説明いたします。

これは、現在の図書館協議会委員の任期が今年 12 月 6 日をもって満了するところから、図書館法第 15 条及び伊勢市立図書館条例第 20 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、お手元の議案のとおり新たに委員 14 名を任命しようとするものでございます。

教育委員会でご承認をいただけましたならば、令和 7 年 12 月 7 日から令和 9 年 12 月 6 日まで任命させていただく予定でございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

教育長

ただ今、教育メディア課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 45 号 図書館協議会委員の任命について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

教育長

異議なしとのことでございます。よって、「議案第 45 号 図書館協議会委員の任命について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。

委員の皆さんから何かございましたらお願ひします。

教育長

これをもちまして教育委員会を閉会いたします。